

「小規模特認校制度」をご存じですか？

～小さな学校の大きな取り組み！～



1 小規模特認校とは？

市内在住または在住予定の人で、地域とともに歩む特色ある特認校の教育に賛同し、入学や転入を希望される場合、特例として本来の地元の学校以外にも通学できる制度です。亀山市教育委員会では、特色ある教育活動を行う小規模な学校のさらなる活性化を図るためにこの制度を活用し、白川小学校と野登小学校の2校を「小規模特認校」に認定しています。両校とも、地域の人々の深い愛情と熱意に支えられた、「地域とともに歩む学校」です。その活動内容の一部をご紹介します。

2 亀山市小規模特認校の教育活動等の紹介

白川小学校



平成15年度から特認校制度を開始。

昭和29年に建てられた木造平屋2棟の校舎です。全校で取り組む体験活動を多く行っています。中でも、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を中心にキャリア教育の一環で展開している炭焼き事業は、原木切り出しから販売まで行う活動で、令和5年1月に文部科学大臣から表彰を受けました。また、亀山市のふるさと納税の返礼品となっています。そのほかにも、市内の生活介護事業所「つくしの家」との交流活動は、約30年も続く、ほかにはない福祉学習の取り組みとなっています。



野登小学校

R7年度開始



令和7年度から特認校制度を開始。

開校から150年の、地域に根差した学校です。野登小校区内等に生育するミツマタの枝を採取して、地元の方に協力いただきながら作成した和紙で、世界にひとつだけの卒業証書を作る活動を約20年間にわたり行っています。地域の方の協力があってこそ、ほかにはない取り組みです。そのほかにも、学校近くの安楽川に生息する天然記念物のネコギギをはじめとした生物などの調査活動、学習田での米作り、お茶摘み体験など多岐にわたり、地域の人々と密着した体験活動を行っています。



3 入学・転入の条件や申請方法は？

- 条件**
- 亀山市内に在住または在住予定の人
 - 特認校の教育活動に賛同し、およびこれに協力できる人
 - 保護者の負担および責任において、児童生徒を通学させることが可能な人
 - その他詳しくは、学校または市教育委員会へお問い合わせください。

申請方法

入学・転入を検討、希望する保護者は、白川小学校(☎82-3007)、野登小学校(☎85-0009)もしくは教育委員会事務局(☎84-5075)へお問い合わせください。

4 亀山市小規模特認校制度のスローガン(合言葉)

～地域と育ち、仲間とつながり、少人数で、
じっくり・しっかり学べる学校づくりの推進～

問合先 教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ ☎84-5075



白川小学校
ホームページ



野登小学校
ホームページ



市教育委員会
ホームページ